

浦安市重度障がい者等就労支援特別事業の実施に関する規則をここに公布する。

令和3年9月21日

浦安市長 内 田 悦 嗣

浦安市規則第61号

浦安市重度障がい者等就労支援特別事業の実施に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、企業が重度障がい者等を雇用するに当たり、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障がい者雇用促進法」という。）に基づき設けられた障害者雇用納付金制度の助成金を活用しても当該重度障がい者等の雇用の継続に支障が残る場合や重度障がい者等が自営業者等として就労する場合において、重度障がい者等に対して就労の継続に必要な支援を提供することにより、重度障がい者等の就労機会の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度障がい者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障がい者総合支援法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護又は同条第5項に規定する行動援護（以下「重度訪問介護等」という。）について障がい者総合支援法第19条第1項に規定する支給決定を受けている者をいう。
- (2) 自営業者等 企業（障がい者雇用促進法第49条第1項に規定する事業主をいう。以下同じ。）に雇用されている者又は国、地方公共団体若しくは障がい者雇用促進法第43条第6項に規定する特殊法人に勤務する者以外の者であって、重度訪問介護等の利用に当たり就労に従事しているため重度訪問介護等の利用ができない時間がある者をいう。
- (3) 重度障がい者等就労支援特別事業 次に掲げる区分に応じそれぞれに定めるものをいう。

ア 重度障がい者等が企業に雇用されている場合 企業が重度障がい者等を雇用するに当たり、障がい者雇用促進法第49条第1項第4号又は第5

号に規定する助成金（以下「職場介助等助成金」という。）を活用しても当該重度障がい者等の雇用の継続に支障が残る場合に行われる^{かくたん}喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守りその他のその者の雇用の継続に必要な支援及び通勤支援

イ 重度障がい者等が自営業者等として就労する場合 重度障がい者等が自営業者等として就労するに当たり、重度訪問介護等と同等のサービスであって、その者の就労の継続に必要な支援及び通勤支援

（対象者）

第3条 重度障がい者等就労支援特別事業の対象となる者は、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている重度障がい者等（本市から市外の特定施設（障がい者総合支援法第19条第3項（障がい者総合支援法附則第18条第2項の規定による読替え後の障がい者総合支援法第19条第3項の規定を含む。）に規定する特定施設をいう。以下同じ。）に入所した者であって、市長が認めるものを含む。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市外から本市の特定施設に入所している者を除く。

- (1) 企業に雇用される者であって、1週間の所定労働時間が10時間以上のもの（1週間の所定労働時間が10時間未満の者であっても、当該年度末までに当該企業が10時間以上に引き上げることを目指すことが確認できた者を含む。）であること。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型の利用者を除く。
- (2) 自営業者等であって、就労に従事する時間が1週間のうち10時間以上であり、当該就労に従事することにより当該自営業者等の所得の向上が見込まれると市長が認めたものであること。

（利用の申請）

第4条 重度障がい者等就労支援特別事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、浦安市重度障がい者等就労支援特別事業利用申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、自営業者等にあつては、第2号及び第4号の書類の添付は要しない。

- (1) 浦安市重度障がい者等就労支援特別事業利用計画書（別記第2号様式）
- (2) 浦安市重度障がい者等就労支援特別事業承諾書（別記第3号様式）
- (3) 申請者が属する世帯に係る市町村民税の課税状況を明らかにする書類（申請日の属する年度分（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度分とする。）のもの）
- (4) 職場介助等助成金の申請時に提出した支援計画書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税の課税状況について市が保有する情報により確認することに同意した者については、同項第3号の書類の添付は要しない。

（利用の決定等）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その結果を浦安市重度障がい者等就労支援特別事業利用決定・却下通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。この場合において、利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）に対しては、浦安市重度障がい者等就労支援特別事業利用者証（別記第5号様式。以下「利用者証」という。）を併せて交付するものとする。

2 前項前段の規定により決定した重度障がい者等就労支援特別事業の利用期間は、利用を開始する日から利用を開始する日の属する年度の3月末日までとする。

（重度障がい者等就労支援特別事業の利用）

第6条 利用者は、第13条の規定により指定の決定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）との間で、重度障がい者等就労支援特別事業の利用についての契約を締結した上で、利用者証を提示することにより、重度障がい者等就労支援特別事業を利用することができる。

（利用助成金の支給）

第7条 市長は、前条の規定により重度障がい者等就労支援特別事業を利用した者に対し、利用助成金として別表に掲げる支給額又は実際に要した費用の額のうちいずれか少ない方の額を支給する。

2 利用者が指定事業者から重度障がい者等就労支援特別事業を受けたときは、

市長は、当該利用者が当該指定事業者を支払うべき当該重度障がい者等就労支援特別事業に要した費用について、利用助成金として支給すべき額の限度において、当該利用者に代わり、当該指定事業者を支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、利用者に対し利用助成金の支給があったものとみなす。

(申請事項の変更の届出)

第8条 利用者は、第4条第1項の規定により申請をした内容に変更が生じたときは、浦安市重度障がい者等就労支援特別事業利用申請事項変更届出書(別記第6号様式)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(辞退の届出)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、浦安市重度障がい者等就労支援特別事業辞退届出書(別記第7号様式)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 重度障がい者等就労支援特別事業の利用を辞退するとき。

(2) 第3条に規定する対象者でなくなったとき。

(利用決定の取消し及び利用助成金の返還)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する対象者でなくなったとき。

(2) この規則の規定に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により利用の決定を受けたことが明らかになったとき。

2 市長は、前項の規定により利用の決定を取り消したときは、浦安市重度障がい者等就労支援特別事業利用決定取消通知書(別記第8号様式)により、当該利用者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により利用の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に利用助成金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(事業者の要件)

第11条 重度障がい者等就労支援特別事業を行う事業者としての指定を受け

ることができる事業者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければならぬ。

- (1) 重度訪問介護等を実施する障がい者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者であること。
- (2) 利用者に対し、重度訪問介護等を提供した実績がある等、当該利用者の身体の状態及び当該利用者への適切な支援方法について熟知していること。

2 重度障がい者等就労支援特別事業を行う事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第2章に定める運営基準と同等の運営体制を確保しなければならない。

（指定の申請）

第12条 前条第1項に規定する指定を受けようとする事業者は、浦安市重度障がい者等就労支援特別事業事業者指定申請書（別記第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業者の定款等及び法人の登記事項証明書
- (2) 事業所の管理者の履歴書
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 事業所の職員名簿
- (6) その他市長が必要と認める書類

（指定の決定等）

第13条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、指定の可否を決定し、その結果を浦安市重度障がい者等就労支援特別事業事業者指定決定・却下通知書（別記第10号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（指定申請事項の変更の届出）

第14条 指定事業者は、第12条の規定により申請をした内容に変更が生じたときは、浦安市重度障がい者等就労支援特別事業事業者指定申請事項変更届出書（別記第11号様式）により、当該変更の内容を証する書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

(指定辞退の届出)

第15条 指定事業者は、当該指定を辞退するときは、浦安市重度障がい者等就労支援特別事業事業者指定辞退届（別記第12号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(指定決定の取消し及び利用助成金の返還)

第16条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定の決定を取り消すことができる。

- (1) 第11条第1項各号に掲げる要件のいずれにも該当しなくなったとき。
- (2) 第11条第2項に規定する運営体制を確保できなくなったとき。
- (3) この規則の規定に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により指定の決定を受けたことが明らかになったとき。
- (5) 重度障がい者等就労支援特別事業に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき。

2 市長は、前項の規定により指定の決定を取り消したときは、浦安市重度障がい者等就労支援特別事業事業者指定決定取消通知書（別記第13号様式）により、当該指定事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に利用助成金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(支援者の基準)

第17条 重度障がい者等就労支援特別事業の提供に従事する者（以下「支援者」という。）は、重度訪問介護等に従事することができる者でなければならない。

2 支援者は、重度障がい者等就労支援特別事業の提供に従事する際には、企業の指示に従うとともに、その身分を示す証明書を携行し、利用者又は企業から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(重度障がい者等就労支援特別事業の記録等)

第18条 指定事業者は、利用者に対して重度障がい者等就労支援特別事業を行ったときは、当該重度障がい者等就労支援特別事業の提供日、内容その他

必要な事項を、重度障がい者等就労支援特別事業を行った都度記録しなければならない。

2 前項の記録は、第5条第2項に規定する利用期間の末日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(事故等の対応及び報告)

第19条 支援者は、現に重度障がい者等就労支援特別事業を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、直ちに利用者の家族、企業、市長等への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、浦安市重度障がい者等就労支援特別事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第7条第1項）

利用助成金

区分	基準額	支給額	
		市民税課税世帯者	市民税非課税世帯者
重度障がい者等就労支援特別事業に係るサービスのうち、重度訪問介護に相当するもの	重度訪問介護に係る費用の額	基準額の100分の90に相当する額	基準額に相当する額
重度障がい者等就労支援特別事業に係るサービスのうち、同行援護に相当するもの	同行援護に係る費用の額	基準額の100分の90に相当する額	基準額に相当する額
重度障がい者等就労支援特別事業に係るサービスのうち、行動援護に相当するもの	行動援護に係る費用の額	基準額の100分の90に相当する額	基準額に相当する額

備考

- 1 この表において「市民税課税世帯者」とは、当該利用者のみで世帯が構成されたと仮定した場合に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1号又は第2号に掲げる者に該当する利用者をいう。
- 2 この表において「市民税非課税世帯者」とは、当該利用者のみで世帯が構成されたと仮定した場合に、令第17条第4号に掲げる者に該当する利用者をいう。
- 3 この表において「重度訪問介護」とは、障がい者総合支援法第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。
- 4 この表において「同行援護」とは、障がい者総合支援法第5条第4項に規定する同行援護をいう。
- 5 この表において「行動援護」とは、障がい者総合支援法第5条第5項に規定する行動援護をいう。

別 記

第1号様式（第4条第1項）

浦安市重度障がい者等就労支援特別事業利用申請書

年 月 日

（宛先） 浦安市長

重度障がい者等就労支援特別事業を利用したいので、浦安市重度障がい者等就労支援特別事業の実施に関する規則第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申 請 者	フリガナ		生 年 月 日
	氏 名		年 月 日 (歳)
	住 所		
	連絡先電話番号		
	緊急時電話番号		
	電子メールアドレス		
認定を受けている障がい	身 体 障 が い	身体障害者手帳 等級（1・2・3・4・5・6） 種類（視覚障がい・聴覚障がい・音声言語障がい・肢体不自由・内部障がい）	
	知 的 障 が い	(1) 療育手帳（ <u>A</u> の1・ <u>A</u> の2・Aの1・Aの2・Bの1・Bの2） (2) その他（診断書・判定・その他）	
	精 神 障 が い	(1) 精神障害者保健福祉手帳（1・2・3） (2) その他（自立支援医療（精神通院）受給者証・年金証書（精神を事由）・診断書・その他（））	
	難 病 患 者	疾病名	
支 給 決 定 の 区 分		重度訪問介護	同行援護
就 労 の 区 分		企業に雇用されている	自営業者等
就 労 先	名 称		
	所 在 地		
	連絡先電話番号		
希 望 す る 事 業 者	名 称		
	所 在 地		
	連絡先電話番号		

同意書

この申請に当たり、以下の事項に同意するので署名します。

- 1 市町村民税の課税状況について、市が保有する情報により確認すること。
- 2 市が、雇用されている企業に対し、就労の状況等を確認すること。
- 3 利用助成金に係る請求及び受領の権限を、当該重度障がい者等就労支援特別事業を行った事業者に委任すること。

(自署)

氏名 _____

第2号様式(第4条第1項第1号)

年度 浦安市重度障がい者等就労支援特別事業利用計画書

氏名		就労先	
----	--	-----	--

【就労・通勤に必要な支援の内容】	就労支援 年間利用予定時間	
	時間 (通勤支援)	時間

	月	火	水	木	金	土	日・祝	月間利用予定時間			
								4月	時間	就労支援 時間	通勤支援 時間
6:00								4月	時間	就労支援 時間	通勤支援 時間
8:00								5月	時間	就労支援 時間	通勤支援 時間
10:00								6月	時間	就労支援 時間	通勤支援 時間
12:00								7月	時間	就労支援 時間	通勤支援 時間
14:00								8月	時間	就労支援 時間	通勤支援 時間
16:00								9月	時間	就労支援 時間	通勤支援 時間
18:00								10月	時間	就労支援 時間	通勤支援 時間
20:00								11月	時間	就労支援 時間	通勤支援 時間
22:00								12月	時間	就労支援 時間	通勤支援 時間
0:00								1月	時間	就労支援 時間	通勤支援 時間
2:00								2月	時間	就労支援 時間	通勤支援 時間
4:00								3月	時間	就労支援 時間	通勤支援 時間

備考	
----	--

第3号様式（第4条第1項第2号）

年度 浦安市重度障がい者等就労支援特別事業承諾書

(宛先) 浦安市長

浦安市重度障がい者等就労支援特別事業の利用を希望する者から依頼がありましたので、支援者の受入れを承諾します。
また、就労している者については、併せて、以下のことを証明します。

対象者は、1週間の所定労働時間が10時間以上であること、又は1週間の所定労働時間が10時間未満であるが、年度末までに10時間以上に引き上げることを目指していること。

年 月 日

所在地
企業名称
代表者氏名

対象の重度障がい者
等の氏名

就労開始(予定)日

年 月 日

就労連絡先	電話		電子メールアドレス	
-------	----	--	-----------	--

備考 本書と併せて、重度障がい者等の1週間の所定労働時間が10時間未満である場合には、年度末までに10時間以上に引き上げることを目指していることを確認することができる書類を御提出ください。

なお、書式は問いません。

第4号様式（第5条第1項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市重度障がい者等就労支援特別事業利用決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった重度障がい者等就労支援特別事業の利用について、浦安市重度障がい者等就労支援特別事業の実施に関する規則第5条第1項の規定により次のとおり決定・却下をしたので、通知します。

1 決定

利用者番号			
利用者氏名			
就労の区分	企業に雇用されている	自営業者等	
企業又は自営業者等の名称			
指定事業者の名称			
有効期間	から まで		
利用者負担上限月額	円	利用時間	時間/月

2 却下

理由	
----	--

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第5条第1項）

浦安市重度障がい者等就労支援特別事業利用者証		
利用者	利用者番号	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
	住所	
企業又は自営業者等の名称		
指定事業者の名称		
決定内容	利用時間	時間 / 月
	利用者負担上限月額	円
	有効期間	から まで
備考		
<p>上記のとおり決定したことを証する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">浦安市長 印</p>		

第6号様式(第8条)

浦安市重度障がい者等就労支援特別事業利用申請事項変更届出書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

住 所
届出人 氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって決定のあった重度障がい者等就労支援特別事業の利用について、次のとおり変更が生じたので、浦安市重度障がい者等就労支援特別事業の実施に関する規則第8条の規定により届け出ます。

利 用 者	氏 名	
	住 所	
変更のあった 事 項	新	
	旧	
上記の変更が 発生した日		年 月 日

第7号様式 (第9条)

浦安市重度障がい者等就労支援特別事業辞退出書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

住 所
届出人 氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって決定のあった重度障がい者等就労支援特別事業の利用について、次のとおり辞退するので、浦安市重度障がい者等就労支援特別事業の実施に関する規則第9条の規定により届け出ます。

利用者	氏 名	
	住 所	
辞 退 の 理 由	1 重度障がい者等が市外へ転出した。 2 重度障がい者等が死亡した。 3 その他 ()	
辞 退 年 月 日	年 月 日	

第8号様式（第10条第2項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市重度障がい者等就労支援特別事業利用決定取消通知書

年 月 日付け 第 号をもって決定のあった重度障がい者等就労支援特別事業について、浦安市重度障がい者等就労支援特別事業の実施に関する規則第10条第1項の規定により、下記の理由により取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

記

（理由）

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第9号様式 (第12条)

浦安市重度障がい者等就労支援特別事業事業者指定申請書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

所在地
申請者 名 称
代表者氏名

重度障がい者等就労支援特別事業を行う事業者としての指定を受けたいので、浦安市重度障がい者等就労支援特別事業の実施に関する規則第12条の規定により、次のとおり申請します。

事業者	フリガナ				
	名 称				
	主たる事務所の所在地				
	電話番号				
	代表者の職名及び氏名	職名		フリガナ氏名	
事業所	名 称				
	所 在 地				
	電話番号				
	管理者の職名及び氏名	職名		フリガナ氏名	
	営業日			営業時間	
添付書類	(1) 事業者の定款等及び法人の登記事項証明書 (2) 事業所の管理者の履歴書 (3) 事業計画書 (4) 収支予算書 (5) 事業所の職員名簿				

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市重度障がい者等就労支援特別事業事業者指定決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった重度障がい者等就労支援特別事業を行う事業者としての指定について、浦安市重度障がい者等就労支援特別事業の実施に関する規則第13条の規定により次のとおり決定・却下をしたので、通知します。

1 決定

事業者	名称	
	主たる事務所の所在地	
事業所	名称	
	所在地	

2 却下

理由	
----	--

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第11号様式（第14条）

浦安市重度障がい者等就労支援特別事業事業者指定申請事項変更届出書

年 月 日

(宛先) 浦安市長

所在地
届出者 名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって決定のあった重度障がい者等就労支援特別事業を行う事業者としての指定について、次のとおり変更が生じたので、浦安市重度障がい者等就労支援特別事業の実施に関する規則第14条の規定により届け出ます。

事業者	名称	
	主たる事務所の所在地	
変更のあった事項	新	
	旧	
上記の変更が発生した日		年 月 日

注 変更の内容が分かる書類を添付してください。

第12号様式(第15条)

浦安市重度障がい者等就労支援特別事業事業者指定辞退届

年 月 日

(宛先) 浦安市長

所在地
届出者 名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって決定のあった重度障がい者等就労支援特別事業を行う事業者としての指定について、次のとおり辞退するので、浦安市重度障がい者等就労支援特別事業の実施に関する規則第15条の規定により届け出ます。

事業者	名称	
	主たる事務所の所在地	
辞退の理由		
辞退年月日	年 月 日	

第13号様式（第16条第2項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市重度障がい者等就労支援特別事業事業者指定決定取消通知書

年 月 日付け 第 号をもって決定のあった重度障がい者等就労支援特別事業を行う事業者としての指定について、浦安市重度障がい者等就労支援特別事業の実施に関する規則第16条第1項の規定により、次のとおり取消しをしたので、同条第2項の規定により通知します。

事業者	名称	
	主たる事務所の所在地	
事業所	名称	
	所在地	
取消年月日	年 月 日	
取消理由		

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。